

# 県立大学設立委員会設置要綱

## (目的)

第1 新たな県立4年制大学(以下「新大学」という。)の設立に必要な事項等について検討するため、県立大学設立委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (検討事項)

第2 委員会は、新大学の設立のため、次の事項について検討するものとする。

- (1) 教育内容及び教育方法に関すること
- (2) 入学定員に関すること
- (3) 教員組織の編成及び教員選考に関すること
- (4) 管理運営体制、公立大学法人設立に関すること
- (5) 施設・設備等の整備に関すること
- (6) 入学者選抜に関すること
- (7) その他大学の設立に必要な事項に関すること

## (組織)

第3 委員は、学識経験者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は委嘱の日から当該年度末までとし、再任を妨げない。

## (委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長に事故等があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

## (会議)

第5 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会に、オブザーバーを置くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (専門部会)

第6 委員会に、専門的事項を調査検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、学識経験者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は委員長が指名する。
- 4 専門部会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

5 専門部会の決定は、委員長の同意を得て委員会の決定とすることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、総務部県立大学設立準備課において処理する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

(県立大学設立準備委員会設置要綱の廃止)

2 県立大学設立準備委員会設置要綱（平成24年4月13日施行）は、廃止する。